

川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（川崎市決定）

都市計画水沢特別緑地保全地区ほか1地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
水沢特別緑地保全地区	約1.0ha	
五力田寺谷戸特別緑地保全地区	約1.0ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別添理由書のとおり

理 由 書

本市では、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に位置づけており、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成30年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

本案のうち、「水沢特別緑地保全地区」は、宮前区水沢2丁目の市街化区域内に位置し、周囲の緑と一体となって広域的な緑のネットワークを形成している緑地となっています。また、宅地化が進行する当地区周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、区域を変更するものです。

本案のうち、「五力田寺谷戸特別緑地保全地区」は、麻生区五力田の市街化調整区域内に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は周辺の里地景観を構成する要素の1つとして、優れた景観を形成するとともに、多様な動植物の生育・生息空間となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号ロに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、区域を変更するものです。

都市計画を定める土地の区域

水沢特別緑地保全地区

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし
- (3) 変更する部分 川崎市宮前区水沢2丁目地内

五力田寺谷戸特別緑地保全地区

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし
- (3) 変更する部分 川崎市麻生区五力田地内

経緯書

都市計画決定（変更）の経緯

水沢特別緑地保全地区

平成23年 9月27日 川崎市告示第575号により面積約0.6haにて
都市計画決定する。

平成25年 2月13日 川崎市告示第93号により面積約0.8haにて
都市計画変更する。

平成25年12月 4日 川崎市告示第791号により面積約0.9haにて
都市計画変更する。

五力田寺谷戸特別緑地保全地区

平成21年 3月23日 川崎市告示第152号により面積約0.6haにて
都市計画決定する。

今回の都市計画決定（変更）の経緯

水沢特別緑地保全地区

令和7年4月 土地所有者から、特別緑地保全地区指定についての同意を得る。

令和8年1月19日～ 法定縦覧
2月 2日

令和8年3月27日 都市計画審議会

令和8年3月31日 告示

五力田寺谷戸特別緑地保全地区

令和7年8月 土地所有者から、特別緑地保全地区指定についての同意を得る。

令和8年1月19日～ 法定縦覧
2月 2日

令和8年3月27日 都市計画審議会

令和8年3月31日 告示

新 旧 対 照 表

新 旧	名 称	位 置	面 積	備 考
新	水沢特別緑地保全地区	川崎市宮前区水沢2丁目 地内	約 <u>1.0</u> ha	
旧	水沢特別緑地保全地区	川崎市宮前区水沢2丁目 地内	約 <u>0.9</u> ha	

新 旧	名 称	位 置	面 積	備 考
新	五力田寺谷戸特別緑地保全地区	川崎市麻生区五力田地内	約 <u>1.0</u> ha	
旧	五力田寺谷戸特別緑地保全地区	川崎市麻生区五力田地内	約 <u>0.6</u> ha	